

最近の中国の農業政策の動向と 農業社会化服務体系の現状

山下 憲博

2003年秋から2004年春にかけての半年あまりは、中国の農業と農業政策にとっては大きな転機であったといえる。2001年末にWTOに加盟した中国の農業は2003年10月の食糧作物価格の高騰によって大きく変化した、これは中国の農業政策の転換を促すものでもあった。

2003年10月に開催された中国共産党第16期3中全会では農業・農村問題対策の目玉として「農業社会化服務体系の整備」が提案されたが、これは2002年11月の中国共産党第16回大会で決定された「全面的小康社会の実現」を受けて、都市と農村の収入格差解消に向けて柱となる具体策を明らかにしたものだ。これに引き続き、2004年1月には中央1号文件が発出されたが、これは農業税の減免、補助金直接支払いの実施、農民合作組織の立法化などの方針による農業保護的政策を明らかにした画期的な政策を打ち出した文書であった。

これらの動きの背景としては、2004年8月に開催された中国共産党第16期4中全会の中で胡錦濤総書記の打ち出した「二つの趨勢」に明らかにされたが、すでに中国は農業が工業を養う段階を終えて、工業が農業を養い、都市が農村を牽引する発展段階に達した、という考え方である。この党指導部の考え方には、中国の経済学者が指摘する所謂「中南米型経済問題」が反映されている。つまり、国内経済格差を抱えたままの中南米諸国は一定の経済発展を遂げたが先進国にはなれなかった。現在の中国経済は農工間の経済格差を拡大させており、中南米型の経済になりつつあり、このままでは2003年の1人当たりGDPが1000ドルを突破したものの、健全な内需が育たなければ持続的な経済発展は難しく、今後は2000

～3000ドルのレベルで低迷して先進国の仲間入りができない可能性が高い。これを解決するためには農工間格差を是正するしかない、という危機意識である。

現在の中国農政を総括すると以下の3つの対策にまとめることができる。①円滑な離農促進による農業就業人口の整理（農業就業人口対策）、②農業社会化服務体系の整備による農業生産条件の整備（農業生産対策）、③農業税廃止と補助金直接支払等による農民の生活への支援（農家所得対策）、である。

農業社会化服務体系とは、社会の各方面が行う農業経営者に対する農業生産の各段階において必要な各種の経済的・技術的支援の全体を言うもの（党第16期3中全会「決定」の解説）である。その構成については、①公的支援要素として農業技術普及組織や教育・研究機関等、②自助的支援要素として村民委員会や農民合作組織、③中間的支援要素として龍頭企業や農村信用合作社、農業保険等が指摘できるが、これらの中でもっとも農家経営に直接に関わるものとして、農業技術普及組織、農民合作組織、農業保険の3つの分野について、当面の重要課題として現状把握と分析検討を加えた。その結果として、3つの分野について、以下のような政策的提言を取りまとめた。

農民合作組織については、今後の立法化において、農民合作組織の幹部には非農業者（農村幹部と企業家）の兼任を制限することを明記すべきである、など。

農業技術普及組織については、食糧主産区における普及活動強化と一律の普及指導体制を保障するため、中央財政からの交付金制度を検討するべきである、など。

農業保険については、制度確立に向けて政府の関与を明確にするために農業保険にかかる立法化措置が必要であり、また政府は、農業保険事業を農民合作組織の中心的事業と位置づける農民合作組織への支持と促進を図るべきである、など。